

別記様式第1号(第四関係)

坂井北部地区活性化計画

福井県・坂井市・あわら市

令和6年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	坂井北部地区活性化計画	都道府県名	福井県	市町村名	坂井市・あわら市	地区名(※1)	坂井北部	計画期間(※2)	令和6年度～令和10年度
-------	-------------	-------	-----	------	----------	---------	------	----------	--------------

<p>目 標 : (※3)</p> <p>坂井北部地区は、近年、農業人口の減少や農業従事者の高齢化が進み、地域活力が低下している。地域全体の活力を高めるためには、農業人口を増加させる必要がある。そこで、生産技術高度化施設を整備することで、新規就農者の定着と、新規就農者を育成する先進農家(里親農家)の増加を支援し、地域の活性化を図る。</p> <p>【目標】 雇用者数(新規就農者等を含む)の増加 26人、地域産物の販売額の増加 103,133千円、農業体験の提供 63人</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要: 当地区は福井県内で最大規模の園芸産地であり、「坂井北部丘陵地」と「三里浜砂丘地」で構成される。国営総合農用地開発事業により整備されたパイプラインを活用して多様な園芸品目が生産されており、生産物はJA集出荷場に集約され、代表的な地域ブランド農産物であるメロンやスイカ、トマトが出荷されている。当地区内には新規就農に向けた県研修施設「ふくい園芸カレッジ」が設置されており、新規就農希望者の受け皿となっている。当地区では研修の一環として地区内の里親農家による1年間の実践指導が行われている他、農業体験の受入れなど、新規就農者の受入れ・育成の一翼を地区の里親農家が担っている。また、農地情報の収集や新規就農者の定着支援を中心的に担う「丘陵地農業支援センター」「三里浜砂丘地農業支援センター」が設置されており、地域全体での新規就農者を支援する体制となっている。</p> <p>現状と課題 当地区の農林漁業者数は1,205名(H17)から764名(R2)に減少、うち65歳以上の割合は66%から76%まで上昇している。新規就農者の育成が求められているが、就農開始時の初期投資の大きさが参入を阻む要因の一つとなっている。また、新規就農者の育成には、里親農家における実践指導が不可欠だが、里親農家においても65歳以上の割合が43%と高い。新たな里親農家の育成が急務となっているが、里親農家となるには新規就農者を受け入れられる経営基盤の強化が求められ、農業者の負担が大きい。 そこで、JA福井県が新たに施設の整備とリース方式での貸し出しを行うことで農業者の負担を軽減し、里親農家を育成・新規就農者の参入を促進する。</p> <p>今後の展開方向等(※4) 福井県農業協同組合が施設を整備しリース方式で貸し出すことで新規就農者と里親農家の増加を図る。併せて土層改良を行うことで生産物の品質向上および所得の安定を図る。 リースハウスの計画的な整備により、新規就農者の参入を加速させる。同時に、既存農家の規模拡大を支援し、農業体験の受入れを通じて新たな里親農家を育成し、新規就農者の育成・定着を一体的に支援する。 「みんなが夢や希望をもって挑戦！坂井の農業」を基本理念とした「坂井地区農業振興ビジョン」(R3.5月策定)に基づき、「後継者を確保する園芸団地を形成して産地を活性化」することを関係機関が一体となって目指していく。</p>

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
坂井市・あわら市	坂井北部	農地等補完保全整備(⑩産地振興追加補完整備)	福井県農業協同組合	有	二	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
坂井市・あわら市	坂井北部	【県単】儲かるふくい型農業総合支援事業(新規就農支援)	新規就農者等	事業実施予定:令和6~8年度 新規就農するために必要となる農業用機械等の整備を支援する。本事業により、新規就農者がより一層定着しやすい体制が構築される。
坂井市・あわら市	坂井北部	【国庫】新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)	新規就農者等	事業実施予定:令和6~8年度 新規就農するために必要となる農業用機械等の整備を支援する。本事業により、新規就農者がより一層定着しやすい体制が構築される。

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

坂井北部地区(福井県坂井市・あわら市)	区域面積(※2)	4,585ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 坂井北部地区の総土地面積4,585haのうち農林地面積は3,305haで約72%を占めていること(固定資産税土地現況地目から算出)、全就業者数10,597名のうち農林漁業者数は764名で、約7%を占めていること(国勢調査から算出)から、農業を重要な事業とする地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 国勢調査によると、坂井北部地区の農林漁業者数は1,205名(H17)から764名(R2)に減少、また、農林業センサスによる農業従事者の65歳以上の割合は66%から76%まで上昇していることから、高齢化が顕著になっており、農村地域の活力が年々低下している。園芸産地としての維持に重大な影響を及ぼすことが危惧されているが、今回、安心して就農できる体制を整え、新しい担い手となりうる新規就農者の確保・育成、遊休農地の解消などをすすめることで定住を促進することが地域の活性化にとって有効かつ適切である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 坂井北部地区は、あわら市旧芦原町(二面、松影、牛山、国影、井江葎、横垣)、旧北潟村(北潟東、北潟西、波松、城新田、城、十三、番堂野、赤尾、富津)、旧金津町(北金津、千束)、旧細呂木村(滝、青ノ木、宮谷、山室、高塚、清王、柿原、山西方寺、山十楽、細呂木、指中)、坂井市旧雄島村(梶)、旧加戸村(平山、美保、城ヶ原、池上、加戸、覚善、西谷、嵩、鐘場)、旧浜四郷村(下野、西野中、山岸、黒目、米納津、沖野々)を区域としている。本地区において都市計画法に基づき指定された用途地域は含まれていない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。